

条例見直しに対する意見と見解（案）

■ 前文 基本理念

前文は条例制定の背景、目標や基本理念を述べる文章であることから、現行の前文は、制定当時の理念等を文章化している。前文の改正は、条例全体に影響を及ぼす可能性もあることから、慎重な議論が必要であるため、現行のままとしたい。

■ 第1章 総則

第2条「定義」

第1号市民の定義に規定された「その他の団体」として、法人格を持たない団体についてはどこまで含められるのか検討したが、条例の解説でも述べているとおり、本条例の制定目的から市内に活動拠点がある団体を幅広く含められており、現行のままで適切であると判断したい。

■ 第2章 基本原則

第3条「情報の共有の原則」

第4条「市民参加の原則」

第5条「協働の原則」

他自治体においても同様の内容を基本原則としているところが多い。また、基本原則を1条に項立てで規定しているところも見られるが、本市においては、分かりやすく端的に規定されていると評価されているため、改正の必要性はないとしたい。

■ 第3章 市民の権利及び責務

第7条「市民の責務」

まちづくりには、様々な人が持つ技術や能力をいかに借りてくるかが大事であるため、非常によいことが書かれていると評価されているため、現行のままとする。

■ 第4章 市議会、市等の責務

①第8条「市議会の責務」

本市では平成23年に富士見市議会基本条例を施行しているが、他自治体では自治基本条例の中に市議会議員の責務などを規定しているところも見られる。そのような構成としてもよかったのではないかという意見が挙げられた。

また、富士見市議会基本条例では、市民への情報発信について強く表現しており、実際に市議会では様々な情報発信が行われているため、富士見市自治基本条例の市議会の責務として追加してもよいのではないかという意見もあった。

しかしながら、市民の負託に的確に応える議会運営を行い、市民福祉の向上と持続的な市勢の発展に寄与することを目的として議員立法で制定された富士見市議会基本条例を尊重し、富士見市自治基本条例では市議会に関する事項は基本的な内容に留め、詳細については富士見市議会基本条例で規定されている現行の構成を維持したい。

②第9条「市の責務」

第10条「市長の責務」

本市を含め、多くの自治体の自治基本条例では、市と市長の責務の条項を別々に規定しているが、その理由として何があるのか検証した。その結果、市は機関として、市長は最高責任者としての役割を明確にする意図があると推測し、現行のままをしたい。

③第11条「市職員の責務」

第1項で、市職員は「自らも地域の一員であることを自覚し」とあるが、市外に居住する職員もいるため、このような規定でよいのかという意見が挙げられたが、市民の定義において、在勤者も市民としているため、市職員は市内在住の有無に関わらず、地域の一員として協働によるまちづくりを推進するという自覚を持つよう努めるという考え方を維持する。

■ 第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進

①第12条「市民参加手続」

第1項に規定されている市民参加手続の対象となる「重要な施策」については市民参加手続規則で規定しているが、条例に規定した方がよいのではないかという意見が挙げられた。しかしながら、重要な施策に何が該当するかについては、社会情勢の変化等もあるため、普遍的な事項を規定する条例ではなく、柔軟に対応できるよう規則で規定する現在の構成を維持したい。

また、市民参加手続の方法についても、市民参加手続規則において具体的に規定されているが、条例で掲げられていた方がよいのではないかという意見も挙げられた。多くの市民に参加していただく手法を今後活用できるようにするため、規則で規定し柔軟に対応できる方が、より市民参加を図ることが可能であることから、現行のままをしたい。

②第13条「市民意見提出手続」

「市民意見提出手続」という文言を、「パブリックコメント」に変更した方がよいか協議した。本市では、パブリックコメント制度が法制化される前の平成16年策定当時から、閣議決定されていた「意見提出手続」から「市民意見提出手続」という文言としていたため、本制度を早くから導入していた経過が分かること、加えて一定の認知もされていると評価されたことから改正の必要性はないとしたい。

③第14条「審議会等への参加」

熊谷市の条例のように男女の均衡について規定するか意見が挙げられたが、本条例は市民参加によるまちづくりを進めているものであり、公募委員選任について推進していく現行のままをしたい。

④第15条「市民参加及び協働の推進」

第2項は、本市の市民参加・協働の推進のための体制整備に向けての決意が示されていると評価されたことから、改正の必要はない。

■ 第6章 市政運営

①第22条「個人情報の保護」

個人情報の保護に関する法律では、保護と活用について規定している。本条例でも、保護だけでなく活用についても規定した方がよいのか意見が挙げられた。しかしながら、市民の能力等をまちづくりに活かしていくのに必要な保護に重点をおいた現行の規定を維持したい。

また、「努めなければならない」という努力義務規定ではなく、「適正に扱わなければならない」という義務付け規定の方が適切ではないかという意見も挙げられている。令和5年4月から個人情報の保護に関する法律の改正が予定されているため、慎重に議論を進める必要がある。

②第24条「市民投票制度の活用」

市民投票制度の活用については、実施の要件や手続等、様々な状況が考えられるため、「努めなければならない」という努力義務規定としているが、「することができる」という可能規定でもよいのではないかという意見が挙げられた。しかしながら、この制度を「常設」しているという市民投票制度活用に対する市の姿勢を表していることから、現行のままでよいとしたい。

■ 第7章 条例の位置付け

第27条「条例の位置付け」

新座市のように、本規定を①本市の自治の最高規範であり、条例を尊重しなければならないこと、②他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には、整合性を図らなければならないことの2項に分けた方がよいのではないかという意見が挙げられた。条文の作成するにあたり、2つのことを規定する場合、分かりやすくするために項を分けるが、1つのことを規定する場合は1項となることや、条例は法令の範囲内で制定することができるため、最高規範とまでは規定をしていない趣旨から、現行のままでよいとしたい。